



テーマ 4 高齢者・障害者等福祉

誰もが、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、高齢者・障害者支援など福祉行政に取り組み、「福祉がゆきとどいたまち」を実現していきます。

(1) 在宅サービスセンターの利用を促進します 新規

【目標】施設利用率 60%

利用登録団体（区社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体を含む）
100 団体

○平成 24 年 1 月に開所した在宅サービスセンター※¹を区民の皆さまの地域福祉活動の拠点としてご利用いただくとともに、センターを拠点として活動する皆さまの活動を支援します。
〈名東区社会福祉協議会〉



(2) 地域福祉を推進するイベントを開催します 継続

【目標】ふれあい交流会（8月）	参加者	50人
めいとうボランティア展（11月）	来場者	500人
めいとう福祉まつり（平成25年2月）	来場者	3,000人

○ボランティア活動の活性化や障害のある方の交流促進による地域福祉の推進のために、「ふれあい交流会」、「めいとうボランティア展」、「めいとう福祉まつり」などを開催します。

〈名東区社会福祉協議会〉



(3) Q&A集「おじいちゃん・おばあちゃんのこんな時どうするの？」を活用します^{継続}

【目標】Q & A集を高齢者相談活動に活用する団体など 400 機関・団体

- 区内の医療機関、薬局、介護保険事業所に、閲覧用としてQ & A集を配付します。また、高齢者支援に取り組む団体・行政機関などに、高齢者の皆さまから困りごとの相談を受けた場合の参考として、Q & A集を活用していただきます。
- より広く区民の皆さまに活用していただくために、Q & A集を区ウェブサイトに掲載します。
〈福祉課〉



(4) 地域における高齢者福祉の体制づくりをすすめます^{拡充}

【目標】孤立死防止地域支援ネットワークの設置 7学区（新規3学区）

- 民生委員をはじめとする地域の皆さまと協力し、地域で孤立している高齢者の把握と孤立死の防止を目的とする地域支援ネットワークを拡充します。
- 高齢者福祉相談員の訪問活動を充実し、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の生活上の相談に積極的に対応します。
- 様々な問題を抱えている高齢者への的確な支援のため、関係機関との連携をこれまで以上に強化します。
〈福祉課〉

(5) 介護予防教室を充実します^{拡充}

【目標】介護予防教室 年39回、参加者600人以上

- 区民の皆さまの参加希望の多い認知症・うつ予防教室について、希望者がより受講しやすい形にプログラムを改善します。
- 新たに食生活充実・お口の機能向上のための介護予防教室「健口・栄養クラブ」を開設します。
〈保健予防課〉

(6) 介護認定・障害程度区分認定等審査会を充実し、迅速な認定を行います^{拡充}

【目標】 介護認定審査会^{※2} 年 150 回
障害程度区分認定等審査会^{※3} 年 23 回

- 増え続ける介護ニーズに対応するため、介護認定審査会の部会を 1 部会増設し開催回数を増やすことで、より迅速かつ効率的に介護認定をします。
- 障害程度区分認定審査件数の増加に対応するため、審査会の開催回数をほぼ倍増します。また、関係機関との連携を強化して審査会をより円滑に運営します。 <福祉課>

(7) 授産製品の販路拡大を支援します^{拡充}

【目標】 授産製品の区役所などでの展示 年 3 回以上
授産製品の区役所での販売の支援 年 10 回以上

- 授産製品に対する理解を深めていただき、障害者の生きがいと収入確保につなげるために、改定版「名東区授産製品カタログ『ハート・リンク』^{※4}」を活用して、地域の各種団体を始め広く区民の皆さまに授産製品の PR を行い、販路拡大を支援します。
- 区役所や区内の公共施設のスペースを活用して、授産製品の展示を行います。また、授産施設による区役所 1 階ロビーでの授産製品販売を支援します。 <福祉課>



(8) 改正障害者自立支援法などに基づくサービス提供を円滑にすすめます新規

【目標】改正障害者自立支援法^{※5}などに基づくサービス提供

4月1日から順次実施

○障害者自立支援法などの改正で、4月から障害福祉サービスの支給決定の手続きが大きく変更されました。区民の皆さまが引き続き円滑にサービスを利用できるよう、分かりやすく丁寧な制度説明を行います。また、関係機関との連携を強化し、サービス支給の決定を迅速に行います。

〈福祉課・保健予防課〉

(9) 地域福祉・高齢者福祉に関する民生委員・児童委員などとの連携を強化します拡充

【目標】民児協への職員の参加 各学区2回以上

○地域福祉・高齢者福祉の向上に向けた活動の一層の活性化、円滑化をするため、各学区の民生委員・児童委員協議会（民児協）への職員参加の機会を増やし、様々な課題解決に向けて、これまで以上に意見交換や情報の共有化をします。

〈民生子ども課・福祉課〉

○高齢者虐待についてより早期に対応するため、いきいき支援センター^{※6}などの関係機関との連携を強化します。

○障害福祉サービスのニーズを的確に把握し、障害者の皆さまのサービスの利用を援助するために、障害者地域生活支援センター^{※7}や障害者自立支援協議会^{※8}との連携を強化します。

〈福祉課〉



(10) 生活保護受給者の就労支援を充実します^{継続}

【目標】 就職する受給者 120人以上

○ハローワークとの連携を一層強化するとともに、なごやジョブサポートセンター^{※9}の行う就労意欲喚起カウンセリングや就職支援セミナーを活用し、就労可能な生活保護受給者に対する就労支援を積極的に行うことにより、生活保護受給者の自立を支援します。 <民生子ども課>

※1 在宅サービスセンター

誰もが住みなれた家庭や地域で、安心して暮らせるように地域福祉活動の推進と在宅サービスの提供を総合的にすすめる拠点として、各区1か所の整備がすすめられています。ボランティアグループの連絡会議やふれあい・いきいきサロンのような交流活動などを行っています。

※2 介護認定審査会

保健・医療・福祉の専門家で構成され、申請者の要介護・要支援認定の審査・判定を行います。

※3 障害程度区分認定等審査会

障害保健福祉の学識経験者で構成され、障害福祉サービス利用申請者の障害程度区分の審査・判定を行います。なお、障害程度区分とは、障害者に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、当該障害者の心身の状況を総合的に示すものとして厚生労働省が定めている区分です。

※4 名東区授産製品カタログ「ハート・リンク」

区内の授産施設及び区内在住の障害者が通所されている施設で生産している製品について紹介するカタログです。区ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/meito/page/0000021834.html>) に掲載しています。

※5 障害者自立支援法

障害者とその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うための法律で、障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものです。

※6 いきいき支援センター

高齢者やその家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していけるよう、保健・医療・福祉の関係機関と連携をとりながら、福祉の相談・福祉サービスの調整などの支援を行うための相談支援を行うための施設です。名東区には北部と南部の2センターが設置されています。

※7 障害者地域生活支援センター

障害者とその家族の地域における生活を支援し、障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者福祉サービスの相談支援をする機関です。

※8 障害者自立支援協議会

区役所福祉課、保健所、障害者地域生活支援センター、区社会福祉協議会、当事者団体、障害者相談員、障害者施設、福祉サービス事業所などで構成する、障害者に関わる人や組織のネットワークです。様々な立場・役割の人を結び、意見を聞き、情報を集め、知恵をしぼり、障害者の地域での生活を継続して支えていけるよう活動しています。

※9 なごやジョブサポートセンター

名古屋で就職したいという求職者の方や、名古屋で求人したいという企業を支援するための施設で、各種就職支援策や求人開拓を実施しています。